

住 宅 用 家 屋 証 明 書

租税特別措置法施行令

(イ) 第41条

特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外

(a) 新築されたもの

(b) 建築後使用されたことのないもの

特定認定長期優良住宅

(c) 新築されたもの

(d) 建築後使用されたことのないもの

認定低炭素住宅

(e) 新築されたもの

(f) 建築後使用されたことのないもの

(ロ) 第42条第1項(建築後使用されたことのあるもの)

(a) 第42条の2の2に規定する特定の増改築等がされた
家屋で宅地建物取引業者から取得したもの

(b) (a)以外

の規定に基づき、下記の家屋〔 年 月 日 〔(ハ) 新築 〕 〔(ニ) 取得 〕 〕がこの規定に該当するものである旨を証明
します。

所有者	住 所	
	氏 名	
所 在 地	太宰府市	家屋番号
取 得 の 原 因 (移 転 登 記 の 場 合)	(1) 売買	(2) 競落

令和 年 月 日